

競争的資金に係る不正発生要因一覧

平成19年10月24日

(令和3年11月1日改正)

国立大学法人徳島大学不正防止計画推進室

不正を発生させると考えられる要因及び遠因	不正防止計画	
○ 競争的資金の管理及び運営に関し、責任体制が明確となっていない。	1 管理運営体制の整備	(1) 責任体制の明確化
○ 事務部門間の連携体制が不十分である。 ○ 教員への周知が徹底できていない。 ○ 申請手続き、交付手続きが複雑となった。 ○ 競争的資金制度が多様となった。		(2) 競争的資金相談窓口の設置
○ モニタリング制度が不十分である。 ○ 監査部門に外部人材の活用が図られていない。 ○ 定期（年1回）の内部監査しか行われていなかった。 ○ 監査マニュアルはあるが、随時更新ができていなかった。		(3) 内部監査体制の強化
○ 行動規範は策定できているが、周知徹底ができていない。 ○ 競争的資金に関する説明会は行っているが、出席者が少なく欠席者へのフォローができていない。 ○ 行動規範及び関係規則の理解度の確認が実施されておらず、理解度の把握が不十分である。 ○ 研究者から関係規則を遵守する旨の誓約を行わせていない。	2 コンプライアンスの徹底	
○ 執行部署により取扱いに相違があり、関係規則の統一が図られていないものがあつた。 ○ 関係規則と運用の実態が乖離していたものがあつた。 ○ 予算の執行状況を随時把握できる体制となっていない。	3 研究費の適切な管理活動	(1) 職務権限及び関係規則の明確化
○ 発注・検収に係るチェックが徹底できていなかった。 ○ 一部の業者と集中して取引していたものがあつた。 ○ 競争的資金の執行が年度末に集中して執行されている。		(2) 検収と物品管理の確実な実施
○ 実態の伴わない出張や命令に反した旅行日程・経路で出張したことによる旅費請求のチェックが不十分なものがあつた。 ○ 旅行命令・報告書の作成部署と旅費執行部署の連絡不足により、出張の実態把握が不十分なものがあつた。		(3) 旅費の事実確認
○ 実態の伴わない業務や同一従事者が同時間帯に重複して従事するなど謝金請求のチェックが不十分なものがあつた。		(4) 謝金の事実確認
○ 年度末に予算執行が集中すると予期せぬ事務リスクや不正リスクが高まる虞がある		(5) 早期・計画的執行の推進
○ 公益通報窓口は設置されていたが、不正行為に関する通報又は相談を受ける窓口が設置されていない。	4 不正行為対応手続き等の明確化	(1) 不正使用告発窓口の設置
○ 不正行為への対応手続きが明確化されておらず、客観性が確保されていない。		(2) 不正使用への対応手続きの明確化
○ 不正発生要因の把握が定期的に行われていない。 ○ 不正防止計画が策定されていない。	5 不正防止計画の点検・評価	